



**STANDARD  
TOKYO**

2025年7月15日

各 位

会 社 名 : フロイント産業株式会社  
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 伏 島 巖  
(コード番号: 6312 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 : 取 締 役 管 理 本 部 長 関 和 宏 昭  
電 話 : (03) 6890-0750 (代表)

**(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について**

当社が2025年7月14日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」について、その内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所につきましては、下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

<前略>

当社は、このような協議・検討の過程において、本公開買付価格(1,085円)が、(a)下記「(3)算定に関する事項」の「② 算定の概要に記載されているPwCアドバイザリーによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準方式に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、DCF方式に基づく算定結果の範囲内であること、(b)下記「(3)算定に関する事項」の「③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているガーディアン・アドバイザーズによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、DCF法に基づく算定結果の範囲内であること、(c)本公開買付けの公表日の前営業日である2025年7月11日のスタンダード市場における当社株価の終値761円に対して42.58%、公表日前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値741円に対して46.42%、公表日前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値734円に対して47.82%、公表日前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値751円に対し44.47%のプレミアムがそれぞれ加算されており、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2025年6月30日までに公開買付けが成立した非公開化を目的としたMBO案件におけるプレミアムの実例85件(公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアム率の中央値が42.41%、45.23%、46.09%及び49.15%)と比較した場合、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間及び同過去3ヶ月間のそれぞれの終値単純平均値におけるプレミアム率の中央値をそれぞれ0.17%、0.99%及び1.73%上回る水準であり、また過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアム率の中央値との比較においてもそ

の乖離率は 4.68%と著しく劣後する水準でもないことから、相応のプレミアムが付された価格であると評価できること、(d) 下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が取られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること、(e) 上記利益相反を解消するための措置が取られた上で、本特別委員会と伏島巖氏及び公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、具体的には、PwCアドバイザリーによる当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や、TMI 総合法律事務所による本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、かつ、当社及び本特別委員会が専門性の高い当社のファイナンシャル・アドバイザーを通じて伏島巖氏及び公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉を行った結果として提案された価格であること、(f) JAVFにおいても公開買付者と協議・交渉を行った上で、本応募契約（JAVF）において本公開買付けへの応募が合意された価格であること、(g) 下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても妥当であると判断されていること等を踏まえ、当社取締役会は、本取引について、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当社は、このような協議・検討の過程において、本公開買付価格（1,085 円）が、(a) 下記「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要に記載されている PwCアドバイザリーによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準方式に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、DCF 方式に基づく算定結果の範囲内であること、(b) 下記「(3) 算定に関する事項」の「③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているガーディアン・アドバイザーによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、DCF 法に基づく算定結果の範囲内であること、(c) 本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 7 月 11 日のスタンダード市場における当社株価の終値 761 円に対して 42.58%、公表日前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 741 円に対して 46.42%、公表日前営業日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 734 円に対して 47.82%、公表日前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 751 円に対し 44.47%のプレミアムがそれぞれ加算されており、経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降に公表され、2025 年 6 月 30 日までに公開買付けが成立した非公開化を目的とした MBO 案件におけるプレミアムの実例 85 件（公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去 1 ヶ月間、同過去 3 ヶ月間及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアム率の中央値が 42.41%、45.23%、46.09%及び 49.15%）と比較した場合、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去 1 ヶ月間及び同過去 3 ヶ月間のそれぞれの終値単純平均値におけるプレミアム率の中央値をそれぞれ 0.17%、1.19%及び 1.73%上回る水準であり、また過去 6 ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアム率の中央値との比較においてもその乖離率は 4.68%と著しく劣後する水準でもないことから、相応のプレミアムが付された価格であると評価できること、(d) 下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が取られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること、(e) 上記利益

相反を解消するための措置が取られた上で、本特別委員会と伏島巖氏及び公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、具体的には、PwCアドバイザリーによる当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や、TMI総合法律事務所による本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、かつ、当社及び本特別委員会が専門性の高い当社のファイナンシャル・アドバイザーを通じて伏島巖氏及び公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉を行った結果として提案された価格であること、(f) JAVFにおいても公開買付者と協議・交渉を行った上で、本応募契約（JAVF）において本公開買付けへの応募が合意された価格であること、(g) 下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても妥当であると判断されていること等を踏まえ、当社取締役会は、本取引について、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(ii) 答申理由

II. 本取引の取引条件の妥当性

(c) 株価に対するプレミアム

(訂正前)

本公開買付価格 1,085 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 7 月 11 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 761 円に対して 42.58%、過去 1 ヶ月間（2025 年 6 月 12 日から 2025 年 7 月 11 日まで）の終値の単純平均値 741 円に対して 46.42%、過去 3 ヶ月間（2025 年 4 月 12 日から 2025 年 7 月 11 日まで）の終値の単純平均値 734 円に対して 47.82%、過去 6 ヶ月間（2025 年 1 月 12 日から 2025 年 7 月 11 日まで）の終値の単純平均値 751 円に対して 44.47%のプレミアムをそれぞれ加えた価格である。これらのプレミアムは、2019 年 6 月 28 日以降に公表され、2025 年 6 月 30 日までに公開買付けが成立した非公開化を目的とした MBO 案件におけるプレミアムの実例 85 件（公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去 1 ヶ月間、同過去 3 ヶ月間及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアム率の中央値が 42.41%、45.23%、46.09%及び 49.15%）と比較した場合、本公開買付価格に付されたプレミアムは公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去 1 ヶ月間及び同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアム率の中央値をそれぞれ 0.17%、0.99%及び 1.73%上回る水準であり、また過去 6 ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアム率の中央値との比較においてもその乖離率は 4.68%と著しく劣後する水準でもないことから、相応のプレミアムが付された価格であると評価できる。

(訂正後)

本公開買付価格 1,085 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 7 月 11 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 761 円に対して 42.58%、過去 1

ヶ月間（2025年6月12日から2025年7月11日まで）の終値の単純平均値741円に対して46.42%、過去3ヶ月間（2025年4月14日から2025年7月11日まで）の終値の単純平均値734円に対して47.82%、過去6ヶ月間（2025年1月14日から2025年7月11日まで）の終値の単純平均値751円に対して44.47%のプレミアムをそれぞれ加えた価格である。これらのプレミアムは、2019年6月28日以降に公表され、2025年6月30日までに公開買付けが成立した非公開化を目的としたMBO案件におけるプレミアムの実例85件（公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアム率の中央値が42.41%、45.23%、46.09%及び49.15%）と比較した場合、本公開買付価格に付されたプレミアムは公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間及び同過去3ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアム率の中央値をそれぞれ0.17%、1.19%及び1.73%上回る水準であり、また過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアム率の中央値との比較においてもその乖離率は4.68%と著しく劣化する水準でもないことから、相応のプレミアムが付された価格であると評価できる。

### III. 本取引に係る手続の公正性

#### (h) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件

(訂正前)

本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本公開買付け成立後に公開買付者及び伏島氏らが所有する当社の議決権が当社の総議決権数の3分の2以上となるように7,499,301株に設定している。かかる買付予定数の下限は、当社が2025年7月14日に公表した「2026年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年5月31日現在の当社の発行済株式総数（18,400,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（1,491,044株）を控除した株式数（16,908,956株）から、本不応募合意株式3,855,428株及び本応募合意株式1,924,400株を控除した株式数の過半数に相当する株式数5,574,901株に、本不応募合意株式1,924,400株を加算した株式数（7,499,301株）を上回るものであり、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けは成立せず、当社の少数株主の皆様を重視した設定となっており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の条件を満たしている。

(訂正後)

本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本基準株式数（16,929,628株）から、本不応募合意株式3,855,428株及び本応募合意株式1,924,400株を控除した株式数の過半数に相当する株式数5,574,901株に、本不応募合意株式1,924,400株を加算した株式数（7,499,301株）以上であり、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けは成立せず、当社の少数株主の皆様を重視した設定となっており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の条件を満たしている。

以上